

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 建設部建築課

番号 1

許認可等の内容		市営住宅入居者の選考
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市営住宅条例第9条
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	住宅困窮事由一覧 別添のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年 9月30日設定 (平成26年6月25日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数約60日 (休日は含む。)
	設定等年月日	年 月 日設定 (年 月 日最終変更)

住宅困窮事由一覧

基本事項（住宅困窮事由）

項目	NO.	困窮理由	内容
不良住宅	1	極度に老朽化した建物で、保安上危険である住宅に居住	屋根・壁・柱等主要部分に腐朽・破損が認められ、その程度が甚だしいもの
	2	相当程度老朽化した建物に居住	屋根・壁・柱等主要部分に腐朽・破損が認められるもの
	3	水害や崖崩れの危険性のある住宅に居住	急傾斜地危険区域内又は敷地の形状等により通常の降雨でも床下浸水や崖崩れのおそれのあるもの
	4	日照・通風が不良である住宅に居住	居室に採光・通風な開口部が少ないため、日中も電灯を必要とし1日の日照時間が2時間程度である
	5	衛生上不適当な居住環境にある住宅に居住	最寄りに工場・畜舎・鶏舎等の施設があり、騒音・臭気が甚だしい
	6	応急仮設住宅又は住居用でない建物に居住	継続的に居住する意図なく建設された住宅又は納屋・倉庫等居住目的でない建物を住居に転用した住宅に居住
	7	専用の台所がない	
	8	専用の便所がない	
	9	専用の浴室がない	
過密住宅	10	1人当たり居住面積1畳以内	居室部分のみ
	11	〃 2畳以内	
	12	〃 3畳以内	
	13	居住部屋が1部屋のため環境上不適当	夫婦と12歳以上の子供が1部屋に居住
立退要求	14	公共事業の執行による立退要求	都市計画関連事業により立ち退くもの
	15	判決・調停条項による立退	書類で確認できるもの（自己責任は除く）
	16	立退を求められ紛争中	書類等で経過が確認できるもの（自己責任は除く）
	17	立退を要求されている	賃貸借借恵契約期限等による立退要求（証明要す）
間借	18	他の世帯（親族以外）の部屋を借りている	
	19	他の世帯（親族）の部屋を借りている	
別居	20	家族と別居中	居住する部屋が狭い（6畳以下）等の理由により扶養すべき親族と別居中である
家賃	21	月額家賃が認定月収額の80%以上	
		〃 60%以上80%未満	
		〃 40%以上60%未満	
		〃 30%以上40%未満	
通勤	22	通勤に要する時間が往復で4時間以上	通勤時間には通常の待ち時間・徒歩時間も含める
婚約	23	婚約が成立したため住宅を必要とする	入居時まで婚姻届が提出できるもの
処分	24	やむを得ず自己の住宅を手放すこととなった	抵当権の実行によるもの等で謄本等で確認できるもの
その他	25	上記以外で住宅に困窮していることが明らかと認められるもの	書類（現地）調査上、困窮者と思われる者について運営審議会に諮問

優遇加算

優遇項目	優遇項目の概要	ポイント
住宅の立退要求	市の行う公共事業により住宅を除却される者	1
寡婦及び寡夫優遇	申込者に戸籍上配偶者がなく、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫である世帯。主たる生計者が母又は父であること。	1
高齢者家族優遇	申込者が60歳以上の者で配偶者、18歳未満の方、50歳以上の方とのみ同居しようとするもの	1
障害者優遇	申込者または同居人のうち、次のいずれかに該当していること。 ア 身体障害者手帳の交付をうけ、1級から4級までの障害のある者 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の等級が1級から3級までの者 ウ 療育手帳の交付を受け、A1・A2・B1の判定を受けた知的障害のある者	1
高齢者優遇	申込者が単身で60歳以上の者	1
DV被害者優遇	配偶者暴力相談支援センターでの一時保護、婦人保護施設での保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、または裁判所がした命令の申し立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者	1
落選優遇	連続申込回数が3回以上の者	1
その他の優遇項目	申込者または同居人が戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障害のある者	1
	申込者または同居人が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条台1項に規定する支援給付を受けている者	1
	申込者または同居人が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者	1
	申込者または同居人が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者手帳の交付を受けている者	1
	申込者または同居人がハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者である者	1

優先して入居させることができるもののうち、優遇項目へ追加しないもの

生活保護受給者	
低額所得者	収入の額が市長が定める基準以下である者

優遇項目の優遇倍率

合計ポイント	0	1～2	3～4	5～
優遇倍率	1倍	2倍	3倍	4倍